

2014年8月

シンガポール国際仲裁に関する重要裁判例のご紹介(2)  
仲裁合意の準拠法の決定基準及びそれを踏まえた仲裁合意条項のドラフティング

ポイラプレート条項として、契約書末尾に設けられることが多い仲裁合意条項ですが、現実に紛争が発生した際には、当該条項が紛争解決に関する当事者の合意の解釈のよりどころになります。そのため、そのドラフトに際しては、その構成要素を十分に理解した上で、事案に即した適切な表現を用いることが重要です。

そこで、本稿においては、仲裁合意条項の作成の前提として理解しておくことが有益と思われる法的概念についてご説明した上で、2014年6月に下された最新の裁判例である *FirstLink Investments Corp Ltd v GT Payment Pte Ltd and others*. [2014] SGHCR12 (以下「FirstLink 判決」といいます。) をご紹介します。同判決は、仲裁合意の準拠法の決定に際して、仲裁手続の準拠法が重要である旨判示するものですが、シンガポールではこれまでかかる基準について言及した裁判例はなく、実務上重要な意義を有します。また、同判決を踏まえた仲裁合意条項のドラフティングに関する実務上の考慮事項についてご説明します。

なお、本文で言及していますシンガポール国際仲裁法 (International Arbitration Act (Cap143A, 2002 Rev Ed)。以下「IAA」といいます。) の日英対訳については、[こちら](#)をご参照ください。

1 仲裁合意条項に関する基礎知識

(1) 主たる契約と仲裁合意の関係

仲裁合意は、法的には主たる契約とは別個独立の契約であると考えられています (仲裁合意の独立性あるいは分離可能性)。そのため、主たる契約が無効、取消し又は解除される場合であっても、かかる事由は当然には仲裁合意の効力に影響を及ぼしません<sup>i</sup>。

また、別個の契約であるが故、主たる契約の準拠

法のみが、当然に仲裁合意に適用されるとも考えられていません。一般的に、国際仲裁に関しては、少なくとも以下の5つの法の適用が問題となるといわれています<sup>ii</sup>。

- ①当事者の仲裁合意締結能力を規律する法
- ②仲裁合意の成立及び履行を規律する法 (仲裁合意の準拠法)
- ③仲裁の手続を規律する法 (仲裁手続の準拠法)
- ④当事者の実体的権利義務関係を規律する法 (実体的準拠法)
- ⑤仲裁判断の承認及び執行を規律する法

これらの法が問題となる場面は、それぞれ異なりますが、①については、契約当事者が個人であれば住所地、法人であれば設立地を規律する法令によると考えられています。他方、⑤については、仲裁判断の執行地の法令により規律されると解することが一般的です<sup>iii</sup>。

そのため、上記のうちでは、②ないし④が、当事者の合意すなわち主たる契約及び仲裁合意条項のドラフティングの影響を受けるものと考えられます。以下、各法について簡単にご説明します。

(2) 仲裁合意の準拠法

仲裁合意の準拠法は、仲裁合意そのものの有効性や、問題とされる紛争が仲裁合意の適用範囲内であるか否か、あるいは、仲裁廷の判断権限の範囲がどこまで及ぶかを判断する基準としても用いられる法です。

仲裁合意の有効性が問題となる場面としては、仲裁廷の仲裁権限の有無の判断や、仲裁合意の存在を理由とする妨訴抗弁の成否に関する裁判所の判断、あるいは仲裁判断の取消・執行拒絶等の場面が考えられます。

もっとも、仲裁合意の締結時に、仲裁合意の準拠法について定めをおくことは実務上稀です。この点

【監修者】 [パートナー 弁護士 児玉 実史](#)

【執筆者】 [弁護士 松下 外](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係  
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所  
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp>

について、ニューヨーク条約第 V 条第 1 項 a は、仲裁判断の執行拒絶の拒否事由として、仲裁合意の準拠法の指定がない場合には、仲裁地の法令により有効でないことを挙げており、仲裁手続の準拠法により判断を行うとの姿勢を示しているものの、その判断基準は国によって異なるところです。

シンガポールの裁判所が、いかなる基準により仲裁合意の準拠法を判断するかについては、法文上定めがなく、また、明示をした裁判例もない状況でしたが、2014年6月、シンガポール高等法院は、FirstLink 判決において、その判断基準に言及しました。同判決については、下記 2 においてご説明します。

### (3) 仲裁手続の準拠法

仲裁手続の準拠法 (Lex Arbitri) は、仲裁の手続の内容について規律する法であり、仲裁人の数及び指名又は解任手続、仲裁人の権限及び義務、審問手続や証拠に関する事項、仲裁廷の仮処分発令権限、さらには、裁判所による仲裁判断の再検討の可否等について規律します。

仲裁手続の準拠法は、通常、仲裁地 (Seat) の法令と一致するものと考えられています。仲裁地 (Seat) とは、当事者が指定した仲裁手続が法的に係属する場所を意味する概念であり<sup>iv</sup>、期日が物理的に開催される場所を指し示す審問地 (Venue) とは区別されます。

例えば、シンガポールにおいて仲裁を行うものの、期日は日本で開催する旨合意した場合には、当事者が、更に特別な合意をしない限りは、仲裁地 (Seat) はシンガポール<sup>v</sup>、審問地 (Venue) は日本のそれとなり、その結果、仲裁手続の準拠法はシンガポール法であると判断されることとなります。

### (4) 実体準拠法

実体準拠法は、仲裁廷が仲裁に付託された紛争の実体審理を行うに際して、適用する法です。

国際契約が、実体準拠法の定めを欠くことは非常に稀であると思われませんが、仮にこれを欠く場合には、契約書のその他の条項の文言や契約締結時の状況等を踏まえて当事者の合理的な意思解釈により決定することとなります。

## 2 FirstLink Investments Corp Ltd v GT Payment Pte Ltd and others, [2014] SGHCR 12

### (1) 事案の概要<sup>vi</sup>

本件は、シンガポールの投資持株会社である FirstLink Investments Corp Ltd 社 (以下「原告」といいます。) が、シンガポールの有限会社である GT

Payment Pte Ltd (以下「被告」といいます。) 等を被告として、シンガポールの裁判所に対して、訴訟を提起した事件です。

原告は、被告が運営するオンライン決済サイトに、その利用規約であるオンラインユーザー契約 (以下「本件契約」といいます。) の締結に同意した上で、会員登録を行いました。その後、原告は、預託金の預け入れを行いました。しばらくした後、被告は、原告の契約違反があったと主張し、そのアカウントを停止しました。そこで、原告は預託金の残存額である SGD1,010,000 の返還を被告らに対して求めました。

これに対して、被告らは、原告による訴訟の提起が、本件契約上の以下の仲裁合意条項 (以下「本件仲裁合意条項」といいます。) に反すると主張し、IAA 第 6 条に基づき当該裁判の停止を求めました。

#### 【原文】

Any claim will be adjudicated by Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce. You and GTPayment agree to submit to the jurisdiction of the Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce. Both parties expressly agree not to bring the disputes to any other court jurisdictions, except as agreed here to the Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce[.]

#### 【日本語訳】

いかなる請求もストックホルム商業会議所仲裁裁判所において裁定される。貴殿と GTPayment は、ストックホルム商業会議所仲裁裁判所の管轄に服する。両当事者は、ここに合意されたストックホルム商業会議所仲裁裁判所を除き、その他のいかなる裁判所の管轄に対して、いかなる紛争も持ち込まないことを明示的に合意する。

一方、原告は、本件契約における以下の条項が、国家の法令ではなく、仲裁機関の仲裁規則を指定していることから、仲裁合意が無効、機能しない又は履行不能であると主張し、裁判手続の停止に異議を唱えました。

#### 【原文】

16. General.

This Agreement is governed by and interpreted under the laws of Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce as such laws are applied to agreements entered into and to be

performed entirely within Stockholm

## 【日本語訳】

### 16.一般条項

ストックホルム商業会議所仲裁裁判所の法が、ストックホルムにおいて締結され、また、そのすべてが実施される契約に適用されることから、本契約は、ストックホルム商業会議所仲裁裁判所の法に従い、また解釈される。

## (2) 本件の争点

本件の争点のうち、仲裁合意の準拠法に関するものは以下のとおりです<sup>vii</sup>。

- ① 仲裁合意の準拠法をいかにして定めるか
- ② 本件仲裁合意は有効であるか
- ③ 仲裁合意の準拠法として、国家の法令ではなく仲裁機関の仲裁規則を指定することができるか

## (3) 判旨

### ア 争点1について<sup>viii</sup>

シンガポール高等法院は、一般的な判断基準として、英国控訴法院が *SulAmérica Cia Nacional De Seguros S.A. and others v Enesa Engenharia S.A.* [2012] 1 Lloyd's Rep 671 (以下「SulAmérica 判決」といいます。) において言及した三段階の基準を採用しました。これは、①当事者の明示的な選択、②当事者の明示的な選択がない場合には黙示的な選択を、そして、③当事者が何ら選択を行っていない場合には、仲裁合意が最も密接に関連する地の法令を選択するというものです。

もっとも、シンガポール高等法院は、上記判決における英国控訴法院の判示事項のすべてに同意したわけではありません。SulAmérica 判決において、英国控訴法院は、②の判断を行うに際しては、当事者が準拠法を選択していない場合には、仲裁地が重要となるものの、当事者が準拠法を選択している場合には、当該法令を仲裁合意の準拠法とすることについて当事者の合意があることが強く示唆されると、実体準拠法を重要視する立場を取っています。これに対して、シンガポール高等法院は、概略、以下の理由により、仲裁地の法令、すなわち、仲裁手続の準拠法が、当事者の合理的意図解釈に際して重要であるとの立場を採用しました。

- ・紛争解決手続が実施されるのは、ビジネス上の関係が破綻した後であり、これらの異なる局面

を当事者が同一の法令によって規律することを常に希望するとは考えがたい。むしろ、ビジネス上の関係が破綻した際には、当事者は中立性を重視すると考えられる。そのため、当事者が紛争解決のために選択した中立な法が優位な地位に立ち、実体準拠法の位置づけは後退する。英国控訴法院は、SulAmérica 判決において、仲裁合意の準拠法と仲裁手続の準拠法が異なることは極めて稀であると判示しているが、これは、仲裁合意は、準拠法地よりも、仲裁地と密接に関連していることを理由とする。例えば、ニューヨーク条約第V条第1項aは、当事者による準拠法の指定がない場合、仲裁判断が下された国において仲裁合意が無効であると判断されたときは、当該仲裁判断は執行不能である旨定める。そのため、当事者は、仲裁地の法が、仲裁合意を無効とする重大なおそれがあると判断する場合には、そもそも、当該地を仲裁地として選択をしないと考えられる。

・当事者は、中立的な仲裁地を選択することにより、当該地の裁判所が、仲裁合意の有効性の判断を行うに際して監督的な権限を行使することに黙示的な合意をしたことになるが、仲裁合意の有効性の判断に際して、法と手続を一致させるべく、仲裁手続の準拠法と仲裁合意の準拠法が同一となることを希望するものと考えられる。・そうすると、上記に反する事情がない限り、当事者が黙示的に合意した仲裁合意の準拠法の判断に際しては、実体準拠法ではなく、仲裁地の法令を選択したものと解される<sup>ix</sup>。

### イ 争点2について<sup>x</sup>

シンガポール高等法院は、以下の理由により、仲裁地 (Seat) はスウェーデンであり、したがって、本件契約における準拠法は、スウェーデン法であることから、本件仲裁合意は有効であると結論づけました。

- ・仲裁を他の地において実施する旨の明示的な定めがない以上、SCC の選択は、仲裁地をスウェーデンとする旨の合意を意味する。何故ならば、1994年スウェーデン仲裁法第46条は、紛争に国際的な接点がある場合であっても、スウェーデンにおいて実施される仲裁手続に適用されると定めており、また、かかる解釈に反する要素がない以上、当事者はスウェーデンを仲裁地として選択したものと解されるからである。
- ・そうすると、本件仲裁合意条項は、仲裁手続の

準拠法であるスウェーデン法を仲裁合意の準拠法とする客観的な意図を裏付けるものである。原告が、本件仲裁合意がスウェーデン法において無効であることについて主張立証を行っていない以上、本件仲裁合意が無効であるとの主張は成り立たない。

#### ウ 争点3について<sup>xi</sup>

シンガポール高等法院は、国際仲裁においては、国際商慣習法 (lex mercatoria) あるいは国際的自然法等、国家の制定法以外にも、仲裁人が参照することが許容されている旨判示しました。

もっとも、SCC の仲裁規則が、仲裁合意の有効性を判断するに足る規則であるか否については、SCC が判断することが適切であるとして、明言を避けました。

### 3 実務上の考慮

#### (1) 仲裁合意の準拠法の記載

上記1・(2)においてご説明しましたとおり、実務上は仲裁合意の準拠法について明示的な定めをおくことは稀であるといえます。もっとも、仲裁合意の準拠法について、明示的な合意を欠く場合であっても、実体準拠法及び仲裁手続の準拠法が一致するときには、当事者の合理的な意思解釈として、これらと同一の法を仲裁合意の準拠法とすると判断することには十分な合理性があることから、実務上問題となる場面は限定されるものと思われます。

他方、仲裁合意の準拠法について、明示的な定めがない場合であって、しかも、実体準拠法と仲裁手続の準拠法が異なるときには、いかなる基準により、仲裁合意の準拠法を定めるか否かという問題を避けて通ることはできません。

First Link 判決は、このような場合において、仲裁手続の準拠法が、仲裁合意の準拠法の決定に際して重要な意味を持つと判示するものです。例えば、日本においては、最判平成9年9月4日民集51巻8号3657頁【リング・リング・サーカス事件】が、仲裁合意の準拠法が当事者の意思により決められることを前提とした上で、当該事案においては、仲裁地法を仲裁合意の準拠法とする黙示の合意があったことを認定していることから明らかなるように<sup>xii</sup>、仲裁合意の準拠法決定に際して仲裁地法を重視する立場は世界的に見て必ずしも特異なものではありません。

しかしながら、First Link 判決における判断があくまでも当該事案における判断にすぎず、同様の判断が他の事案において下される保障がないことや、そ

もそも、仲裁合意の準拠法について定めを欠くこと自体が、無用の議論を招き、その結果、費用と時間を増大させる原因となりうることに照らせば、少なくとも、実体準拠法と仲裁手続の準拠法が異なる場合においては、仲裁合意の準拠法について、明示的な定めをおいておくことが重要であるといえます。

#### (2) 仲裁地 (Seat) の記載

First Link 判決は、仲裁合意の準拠法の決定に際しては、仲裁地 (Seat) の法が重要な要素となる旨判示しています。また、上記1・(3)においてご説明しましたとおり、仲裁地 (Seat) は、仲裁手続の準拠法、ひいては裁判所による権限行使の範囲等に密接に関連しますので、これがいずれの地となるかは実務上非常に重要です<sup>xiii</sup>。

そのため、仲裁合意条項においては、仲裁地を明示的に記載することが大切となります。通常であれば、「Seat」あるいは「Place」との文言を用いて指定をすれば、問題がないケースが多いといえます。しかしながら、これら文言を用いた場合であっても、契約書のその余の条項と併せて解釈をした結果、同文言は「仲裁地 (Seat)」ではなく「審問地 (Venue)」を表すものと解釈される場合がありますので注意が必要です。

例えば、この点が問題となった著名な英国の裁判例として *Braes of Doune Wind Farm v Alfred McAlpine* [2008] EWHC 426(TCC) (以下「Braes of Doune Wind Farm 判決」といいます。) があります<sup>xiv</sup>。当該裁判例において問題となった契約書には、以下の仲裁合意条項が設けられていました<sup>xv</sup>。

#### 【原文】

This arbitration agreement is subject to English Law and the seat of the arbitration shall be Glasgow, Scotland. Any such reference to arbitration shall be deemed to be a reference to arbitration within the meaning of the Arbitration Act 1996 or any statutory re-enactment

#### 【日本語訳】

本仲裁合意は、英国法に服し、仲裁地はスコットランド・グラスゴーとする。仲裁への言及は、1996年英国仲裁法及びその改正法における仲裁への言及とみなす

一見すると、仲裁地 (Seat) は、スコットランドのグラスゴーであるようにも思えます。しかしながら、英国高等法院は1996年英国仲裁法における仲

裁への言及とみなすとの定めがあること等を理由に、仲裁地は英国（イングランド及びウェールズ）であり、スコットランド・グラスゴーは審問地にすぎないと判断しました。

このように、仲裁合意条項が指定する仲裁地(Seat)がどこか、ということが問題となった場合には、「Seat」との記載があることは、必ずしも決め手とはなりません。そのため、仲裁合意条項に、ある地（「Seat」、「Place」等）において仲裁を行う旨の記載をする場合には、それが、仲裁地（Seat）の趣旨であるか、それとも、審問地（Venue）にすぎないのかを明確に意識した上で、矛盾のないドラフティングを行うことが重要となります。

### (3) SIAC モデル条項の修正案

以上を前提とした場合、シンガポールにおける国際仲裁を選択する場合に、どのような仲裁合意条項を用いることが望ましいでしょうか。シンガポール国際仲裁センター（SIAC）を仲裁機関として選択する場合であれば、同機関は以下のモデル仲裁条項を公開していますので、これを用いれば足りる場合が多いと思われます。

#### 【原文】

Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration in Singapore, in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre (“SIAC Rules”) for the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause. The Tribunal shall consist of \_\_\_\_\_ arbitrator(s). The language of the arbitration shall be English.

#### 【日本語訳】

本契約の存在、有効性及び終了を含む本契約からまたは本契約に関連して発生するすべての紛争は、その時点で有効であり、かつ、参照により本条項の一部とみなされるシンガポール国際仲裁センターの仲裁規則（以下「SIAC Rules」という。）に従い、シンガポールにおける国際仲裁により最終的に決せられる。仲裁廷は \_\_\_\_\_ 人の仲裁人により構成される。仲裁の言語は英語とする。

しかしながら、SIAC のモデル仲裁条項には、仲裁合意の準拠法に関する記載はありません。そのため、

First Link 判決のように実体準拠法と仲裁手続の準拠法が異なる場合には、仲裁合意の準拠法に関する明示の定めを設けたほうがよいと考えられます（なお、2014年8月1日に改正された香港国際仲裁センター（HKIAC）のモデル条項は、仲裁合意の準拠法について明示的な定めを設けています。<sup>xvi)</sup>）。

他方、仲裁地についても、モデル仲裁条項における「Any dispute… shall be referred to and finally resolved by arbitration in Singapore」との規定からは、シンガポールを法的な意味において仲裁手続が係属する地である仲裁地（Seat）とする趣旨は明らかであると思われるので、そのまま利用をすることで十分なケースが多いと思われます。もっとも、Braes of Doune Wind Farm 事件を踏まえたと、その他の文言との関係から、仲裁地と審問地の混同が生じるおそれがある場合には、これらの区別を明示することが望ましいといえます。

以上から、実体準拠法と仲裁手続の準拠法が異なる等の場合には、モデル条項に下記波線部を追加することも一考に値すると思われる。ただし、いかなる仲裁合意条項が適切であるかは事案によって異なります。事案によっては、下記修正案の使用が適切ではない場面もありうることにご注意ください。

#### 【英文】

Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration in Singapore, in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre (“SIAC Rules”) for the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause. The governing law of this arbitration agreement shall be the law of Singapore. The Tribunal shall consist of \_\_\_\_\_ arbitrator(s). The parties and the Tribunal may, by written consent, hold hearings and meetings by any means they consider expedient or appropriate at any location inside or outside of Singapore, the seat of arbitration.

#### 【日本語訳】

本契約の存在、有効性及び終了を含む本契約からまたは本契約に関連して発生するすべての紛争は、その時点で有効であり、かつ、参照により本条項の一部とみなされるシンガポール国際仲裁センタ

一の仲裁規則（以下「SIAC Rules」という。）に従い、シンガポールにおける国際仲裁により最終的に決せられる。仲裁合意の準拠法はシンガポール法とする。仲裁廷は\_\_\_\_\_人の仲裁人により構成される。仲裁の言語は英語とする。当事者及び仲裁廷は、書面の合意により、便宜又は適切と判断する方法で、仲裁地であるシンガポールの内外を問わずいかなる場所において審問及び会議を開催することができる。

- i 例えば、仲裁法第 13 条第 6 項
- ii *Halsbury's Laws of Singapore Volume 1(2)-Arbitration* (Lexis-Nexis 2011 Re-issue)・段落 20.005
- iii 例えば、シンガポールの仲裁判断の執行をインドネシアにおいて求める場合には、インドネシアの法令が、これを規律することになります。
- iv Gary B Born, *International Commercial Arbitration* (2014 Kluwer Law International) 段落 11.03
- v なお、2013 年 SIAC 規則第 18.1 項は、当事者の別段の合意がなく、かつ仲裁廷が他の場所が適切であると判断しない限り、仲裁地はシンガポールであると定めていますので、仮に、仲裁地について合意がないと判断された場合には、シンガポールが仲裁地になります。また、同 18.2 項は、仲裁廷は適切と考えるいかなる場所においても審問及び会議を実施することができる旨定めています。これは仲裁地 (Seat) と審問地 (Venue) を明確に区分するものであるといえます。
- vi FirstLink 判決・段落 2 以下
- vii 本件においては、裁判の停止を求める際の立証事項についても問題となりましたが、紙面の都合上割愛します。
- viii FirstLink 判決・段落 9 ないし 16
- ix FirstLink 判決・段落 16。ただし、シンガポール高等法院は、黙示的な法は究極的には契約解釈により決する他なく、かかる判示は本件の事実関係の下でのものであるとの留保を付しています。
- x FirstLink 判決・段落 17
- xi FirstLink 判決・段落 18 以下
- xii このような仲裁地法を重視する立場は、その後の下された東京地判平成 22 年 12 月 21 日判例時報 2112 号 36 頁及び東京地判平成 23 年 3 月 10 日判例タイムズ 1358 号 236 頁のいずれにおいても是認されています。ただし、前者は黙示の合意が認められない場合に仲裁地法を仲裁合意の準拠法とする旨判示する点において、リング・リング・サーカス事件とは別の枠組みによる判断を行っており、かかる判断枠組みは FirstLink 判決と共通します。
- xiii 仲裁合意条項作成における仲裁地記載の重要性につきましては、IBA 国際仲裁条項ドラフティング・ガイドライン段落 20 以下もご参照ください。
- xiv なお、FirstLink 判決・段落 14 においても、本判決への言及があります。
- xv 本稿の解説に必要な限りにおいて抜粋をしています。実際に用いられた仲裁合意条項については、原文を参照ください。
- xvi <http://www.hkiac.org/en/arbitration/model-clauses>

当事務所では、世界各国の法律事務所との緊密なネットワークを活かし、国際的な企業間の大規模かつ複雑な紛争解決業務を行っております。特に、国際仲裁の分野においては、ICC 及び JCAA 等の仲裁機関は勿論のこと、SIAC (シンガポール) や HKIAC (香港) 等、東南アジア各国の主要な仲裁機関における仲裁案件も取り扱っています。

本ニュースレターは、これらの業務に携わっている当事務所所属の弁護士が執筆者となり、国際紛争解決に関する新しい情報を発信するものです。皆様の日々の業務に、ぜひご活用ください。